3. 利用料（2024年6月現在）

		基本単位	基本金額	保険請求額（１割負担）	自己負担額（１割負担）
通院介助（身体介護伴う）身体介護	30分未満	256	￥ 2,713	￥ 2,441	￥ 272
	30分以上1時間未満	404	￥ 4,282	￥ 3,853	￥ 429
	1時間以上１時間30分未満	587	￥ 6,222	￥ 5,599	￥ 623
	1時間30分以上２時間未満	669	￥ 7,091	￥ 6,381	￥ 710
	2時間以上2時間30分未満	754	￥ 7,992	￥ 7,192	￥ 800
	2時間30分以上3時間未満	837	￥ 8,872	￥ 7,984	￥ 888
	3時間以上	921	￥ 9,762	￥ 8,785	￥ 977
	3時間以上30分を増すごと	83	￥ 879	￥ 791	￥ 88
家事援助	30分未満	106	￥ 1,123	￥ 1,010	￥ 113
	30分以上45分未満	153	￥ 1,621	￥ 1,458	￥ 163
	45分以上1時間未満	197	￥ 2,088	￥ 1,879	￥ 209
	1時間以上1時間15分未満	239	￥ 2,533	￥ 2,279	￥ 254
	1時間15分以上1時間30分未満	275	￥ 2,915	￥ 2,623	￥ 292
	1時間30分以上	311	￥ 3,296	￥ 2,966	￥ 330
	1時間30分以上15分を増すごと	35	￥ 371	￥ 333	￥ 38
通院介助（身体介護を伴わない）	30分未満	106	￥ 1,123	￥ 1,010	￥ 113
	30分以上1時間未満	197	￥ 2,088	￥ 1,879	￥ 209
	1時間以上1時間30分未満	275	￥ 2,915	￥ 2,623	￥ 292
	1時間30分以上	345	￥ 3,657	￥ 3,291	￥ 366
	1時間30分以上30分増すごと	69	￥ 731	￥ 657	￥ 74
重度訪問介護	１時間未満	186	￥ 1,971	￥ 1,773	￥ 198
	１時間以上１時間30分未満	277	￥ 2,936	￥ 2,642	￥ 294
	１時間30分以上２時間未満	369	￥ 3,911	￥ 3,519	￥ 392
	２時間以上２時間30分未満	461	￥ 4,886	￥ 4,397	￥ 489
	２時間30分以上３時間未満	553	￥ 5,861	￥ 5,274	￥ 587
	３時間以上３時間30分未満	644	￥ 6,826	￥ 6,143	￥ 683
	３時間30分以上４時間未満	736	￥ 7,801	￥ 7,020	￥ 781
	４時間以上８時間未満	821	￥ 8,702	￥ 7,831	￥ 871
	4時間から30分増すごと	85	￥ 901	￥ 810	￥ 91
	８時間以上12時間未満	1505	￥ 15,953	￥ 14,357	￥ 1,596
	8時間から30分増すごと	85	￥ 901	￥ 810	￥ 91
	12時間以上16時間未満	2184	￥ 23,150	￥ 20,835	￥ 2,315
	12時間から30分増すごと	81	￥ 858	￥ 772	￥ 86
	16時間以上20時間未満	2834	￥ 30,040	￥ 27,036	￥ 3,004
	16時間から30分増すごと	86	￥ 911	￥ 819	￥ 92
	20時間以上24時間未満	3520	￥ 37,312	￥ 33,580	￥ 3,732
	20時間から30分増すごと	80	￥ 848	￥ 763	￥ 85
特定事業所加算Ⅱ		居宅介護の基本金額に　10%加算されます。（※１）			

3. 利用料（2024年6月現在）

	基本単位	基本金額	保険請求額（１割負担）	自己負担額（１割負担）
初回加算	200	￥ 2,140	￥ 1,926	￥ 214
	初めてサービスを利用される月にサービス提供責任者が同行又は自らサービス提供した場合に算定いたします（過去2月当事業所よりサービスの提供を受けて居いない場合にも算定されます。）			
二人介助加算	身体介護の自己負担額の同額が加算されます			
緊急時訪問介護加算	100	￥ 1,070	￥ 963	￥ 107
	居宅介護計画にない身体介護を利用者または家族から依頼を受け、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、24時間以内に提供した場合1回につき算定いたします。			
利用者負担上限額管理加算	150	￥ 1,590	￥ 1,431	￥ 159
	利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しない様、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合。			
喀痰吸引等支援体制加算（1人一日あたり）	100	￥ 1,060	￥ 954	￥ 106
	職員による喀痰の吸引等を行った場合に算定いたします			
福祉-介護職員処遇改善加算Ⅰ	居宅介護	月毎の合計に　41.7％を乗じた金額		
福祉-介護職員処遇改善加算Ⅱ	重度訪問介護	月毎の合計に　32.8％を乗じた金額		

※1　特定事業所加算Ⅱ　居宅介護の以下の用件を満たす時に、算定いたします。

□体制要件（事業所のﾍﾙﾊﾟｰに対して、技術指導を目的とした会議の開催、計画的に研修を実施、サービス提供時に文書等確実な方法で利用者の情報の伝達及び事後の報告を受ける、全職員への健康診断、緊急時の対応方法の明示）

□人材要件（介護福祉士を３割以上配置、又は全サービス提供責任者が３年以上の経験を有する介護福祉士）

※　早朝（6：00～7：59）夜間（18：00～21：59）の時間帯にサービス提供開始した場合25%、深夜（22：00～5：59）の時間帯にサービス提供開始した場合 50%の加算がそれぞれ算定されます。

※ 毎月１５日をめどに前月分利用料負担分の請求を致します。 お支払い頂いた時点で領収証を発行致します。

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
一般１	市町村民税課税世帯 （収入が概ね600万円以下である方）	9,300円
一般２	市町村民税課税世帯 （一般1に該当しない方）	37,200円
所得区分（児童）	**世帯の収入状況**	**月額負担上限**
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得１・２	市町村民税非課税世帯	0円
一般１	市町村民税課税世帯 （収入が概ね890万円以下である方）	4,600円
一般２	市町村民税課税世帯 （一般1に該当しない方）	37,200円